

空き家等対策の推進に関する協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、甲の区域内（以下「市内」という。）における空き家等に関する対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、「さいたま市空き家等対策計画」に掲げる施策を実施するにあたり、甲と乙が相互に連携協力することで、市内における空き家等に関する対策を推進することを目的とする。

（取組事項）

第2条 乙は、甲から依頼があった次に掲げる事務について協力する。

- (1) 甲及び空き家等の所有者等からの空き家等に関する相談
- (2) 空き家等の権利等調査
- (3) 空き家等の相続人調査
- (4) 後見開始（保佐、補助を含む。）、相続財産管理人選任及び不在者財産管理人選任の各審判申立書の作成
- (5) 成年後見人（保佐人、補助人を含む。）、相続財産管理人及び不在者財産管理人候補者
- (6) 空き家等の利活用に係る契約条項の検討・助言及び登記手続き等
- (7) その他空き家等対策に関する事務

2 乙は、前項の依頼に応じるため、事務を請け負う会員（以下「受託会員」という。）を甲に推薦する。

3 甲は、前項の規定により乙が推薦した会員に事務を委託する場合には、当該会員との間で契約を締結するものとする。但し、前々項第1号及び第5号はこの限りではない。

（事務処理要領）

第3条 甲は、乙の会員に委託する事務に関し、事務処理要領（以下「要領」という。）を定めることができ、乙は要領に従って事務処理をするよう、受託会員及び受託会員になろうとする者に周知するものとする。

2 甲が、要領を定め又はこれを変更しようとする場合は、乙の意見を求めるものとする。但し、軽微な変更の場合はこの限りでない。

（情報の保護）

第4条 甲、乙、受託会員及びその関係者は、この協定に係る業務を通じて知り得た情報について、みだりに第三者に知らせ、又はこの協定の目的以外で使用してはな

らない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

但し、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がこれに記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成30年9月14日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
甲 さいたま市
さいたま市長 清水 勇 人

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号
乙 埼玉司法書士会
会 長 山 寄 秀 美